

第6期雄武町総合計画 第1回 策定審議会 議事録

【日 時】 平成28年11月 1日(水) 19:00～20:10

【場 所】 雄武町地域交流センター1F 多目的ホール

【出席者】 委員 相坂 英代 委員 石橋 啓文 委員 大場 道子 委員
大星 幸恵 委員 加藤 孝義 委員 河島 仁 委員
工藤 瞳 委員 久保 毅剛 委員 桑井 美彦 委員
佐々木伸行 委員 汐後 克也 委員 高橋 進 委員
田口 洋 委員 鉄川 潤 委員 直井 香織 委員
中島 克弥 委員 新山 貴文 委員 福士登美夫 委員
安田 将治 委員 山片 正晃 委員 渡邊 恵 委員

欠席者 三河 貴明 委員 渡部 康太 委員

町 中川原町長 事務局～佐々木財務企画課長

大水財務企画課長補佐

砂原企画調整係 早坂企画調整係

原企画調整係 本村財政係兼企画調整係

- 【会議次第】
1. 開会（町民憲章朗唱）
 2. 委嘱状交付
 3. 町長あいさつ
 4. 委員及び事務局自己紹介
 5. 会長選任
 6. 諮問書伝達
 7. 会長あいさつ
 8. 議事
 - ・報告事項
 - (1) 雄武町総合計画策定に関する例規等について
 - ・協議事項
 - (1) 第6期雄武町総合計画策定基本方針（案）について
 - (2) 専門部会の設置及び部会長選任について
 - (3) 審議会の開催時間等について
 9. その他
 10. 閉会

- 【配布資料】
- ・第6期雄武町総合計画第1回策定審議会 議案
 - ・雄武町総合計画策定に関する例規
 - ・第6期雄武町総合計画 策定審議会委員名簿
 - ・第6期雄武町総合計画策定基本方針（案）
 - ・第6期雄武町総合計画策定のための主要団体ヒアリング実施計画（案）
 - ・雄武町ワールドカフェ「まちづくり短歌を創ろう！」実施要領
 - ・第5期雄武町総合計画 後期基本計画
 - ・雄武町 まち・ひと・しごと総合戦略
 - ・まち・ひと・しごと創生 雄武町人口ビジョン
 - ・町勢要覧（本編・資料編）

【議事録】

1. 開会

（佐々木財務企画課長）

皆様、お晩でございます。本日は、夜分遅くまた足元の悪い中、ご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。ご案内の時間になりましたので、只今から、第6回雄武町総合計画第1回策定審議会を開催いたします。

会長選出までは、私の方で進行させていただきます。財務企画課の佐々木と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、会議にあたりまして、町民憲章の朗唱を行いたいと思います。恐れ入りますが、ご起立の上ご協力お願いいたします。なお、町民憲章につきましては、議案の最終頁の裏面に記載されています。僭越ではございますが、私が5つの誓いを一条ずつ読み上げ、先導いたしますので、皆様には、これに続き朗唱をお願いいたします。

（町民憲章朗唱）

—全員で町民憲章を朗唱—

2. 委嘱状交付

—町長から出席委員21名に委嘱状を交付—

3. 町長挨拶

（中川原町長）

皆様、お晩でございます。改めまして町長の中川原でございます。本日は第6期雄武町総合計画策定に向けての第1回の審議会ということで、夜分遅く、お仕事や家事などで大変お疲れのところ本会議にご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。また、今回の審議会設置に対して、皆様に快く

委嘱のご承諾をいただきましたことに対しまして、重ねて厚くお礼申し上げます。只今委嘱状を皆様に交付させていただきましたが、若い20代・30代の方から雄武町を知り尽くしましたベテランの方まで大変頼もしいメンバーが揃い、今後の計画策定に向けた諮問を行うにあたりまして、非常に強い期待感を抱いているところであります。

この度の第6期総合計画につきましては、後ほど事務局より詳しい説明があると思いますが、国の法律による策定義務が無くなってから初めて町条例により策定するものです。平たく言えば地方のことは地方で決める、私たち町民が自主的に雄武町の未来を切り開いていく最初の総合計画という位置付けになります。一昨年頃から地方創生や総合戦略といった言葉を皆様も耳にしたことがあるかと思います。雄武町においては、昨年度町の総合戦略として人口減少対策の基本的方向を示しましたが、まだ町民の皆様に浸透するには至っていないと感じております。今回策定する第6期総合計画は雄武町の人口減少危機を真に克服していくために必要なまちづくりの最高理念・最上位計画となることを願ってやまないところであります。

このため、私も様々な場面で町民の皆様に会いし、これまで以上に町民が何を求めているか真摯に耳を傾け、雄武町を元気な町にしていくための施策を実行していきますので、審議会の皆様におかれましては、専門的かつ町民の代表としての立場もあるかと思いますが、どうか自由闊達な忌憚のないご意見・ご提言を賜りますようお願い申し上げます、挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

4. 委員紹介

(佐々木財務企画課長)

続きまして、本日は最初の会議ということもございまして、委員のみなさんに自己紹介をお願いしたいと思います。座席の順に加藤委員様からお願いいたします。

—各委員が起立し一人ずつ自己紹介—

(加藤委員)

お晩でございます。私加藤と申します。住所は曙でございます。今日は、委員に選出されましたのは、自治会連合の会長の立場ということでございますので、よろしくお願いいたします。

(鉄川委員)

北オホーツク農協の鉄川と申します。まだ、会議趣旨などは理解していませんが、これからよろしくお願いいたします。

（安田委員）

産業団体の漁業組合からの推薦で出席しています安田と申します。よろしくお願いいたします。

（新山委員）

水産加工業協同組合の新山と申します。何ができるかわかりませんがよろしくお願いいたします。

（佐々木委員）

森林組合から推薦されました佐々木と申します。しばらくの間よろしくお願いいたします。

（河島委員）

商工会の代表として出席しています河島と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

（大場委員）

観光に携わるのは初めてでまだ日は浅いですが、何かお手伝いできればと思っていますので、どうぞよろしくお願いいたします。

（久保委員）

雄武建設業協会の久保と申します。このような町の会議に出席するのは初めてですので、緊張しております。どうぞよろしくお願いいたします。

（大星委員）

社会福祉協議会の推薦で出席しております大星と申します。このような場は初めてで緊張していますが、よろしくお願いいたします。

（中島委員）

宮下町の中島と申します。民生児童委員協議会の会長をしています。どうぞよろしくお願いいたします。

（相坂委員）

相坂と申します。雄武町を良くしていくのに、お声をかけていただき光栄に感じています。よろしくお願いいたします。

（直井委員）

直井と申します。こういう場には慣れていませんが、皆様と一緒に雄武町について話し合っていきたいと思います。よろしくお願いいたします。

(工藤委員)

工藤と申します。子育て世代として、わが子をはじめ雄武町が良くなっていくよう頑張っていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

(渡邊委員)

渡邊と申します。短い間ではございますが、よろしくお願いいたします。

(桑井委員)

桑井と申します。高校の代表として来ました、どうぞよろしくお願いいたします。

(汐後委員)

共栄小学校の汐後と申します。この審議会には、雄武小中学校校長会という立場で参加させていただきます。よろしくお願いいたします。

(石橋委員)

雄武町PTA連合会を代表としまして、参加しています石橋と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

(高橋委員)

高橋と申します。本日は文化連盟を代表として参加しています。よろしくお願いいたします。

(田口委員)

田口と申します。体育連盟の会長ということで、本日の策定審議会に参加しています。昨年度総合戦略をまとめさせていただきました。昨年の審議会には期間が非常に短く、町民の皆様の意見がどれだけ反映されているかということもありますので、本審議会におきましては、この10年の雄武町の行く末をうらなう重要な会議であるため、前回以上に活発な意見を出していただき、皆様と議論しながら進めたいと思っています。どうぞよろしくお願いいたします。

(福士委員)

北見信用金庫雄武支店の福士と申します。今話がありましたが、まち・ひと・しごと総合戦略では委員の一人として、携わってきました。これからの

10年間について、皆様と幅広く議論をしながら、色々な意見を出し合えたら良いと思っています。よろしくお願いいたします。

(山片委員)

稚内信用金庫雄武支店の山片と申します。皆様とは活発な意見交換をこの場で行いたいので、よろしくお願いいたします。

－後に事務局の自己紹介－

(佐々木財務企画課長)

以上で紹介を終わります。第6期雄武町総合計画策定審議会は財務企画課企画調整係が所管となって計画を進めさせていただくことになります。また、審議会の他に何かありましたら、気軽にお声をかけていただきたいと思います。

5. 会長選任

(佐々木財務企画課長)

続きまして、この審議会を運営していくための会長と会長の職務代理者を選出していただきたいと思います。会長の選任ですが、選任方法について意見がありましたら承りたいと思います。

(中島委員)

よろしいですか。委員の皆様の名簿を今、見せていただいておりますが、どなたが会長になっても十分できるメンバーだと思いますけれども、雄武町の中枢を担う商工会関係の河島仁委員が会長になっていただくのが良いのではないかと私は思いますが、如何ですか。

(佐々木財務企画課長)

ありがとうございます。中島委員の方から河島委員が適任ではないかという意見がございましたが、他に意見はありますか。他になれば河島委員に会長をお願いするということでもよろしいですか。

(各委員)

異議なし。

(河島委員)

私ではよろしければ皆様よろしくお願いいたします。

(佐々木財務企画課長)

河島委員から承諾をいただきましたので、この審議会の会長を河島仁委員に決定させていただきます。河島委員どうぞよろしくお願いいたします。

引き続き会長の職務代理者を選出することになりますが、職務代理者の関係については、お手元にお配りしました資料1の3頁に記載されています雄武町総合計画策定審議会条例の第4条第3項に、会長に事故あるとき、又は会長が欠けた時は、会長があらかじめ指定した委員が会長の職務を代理するということになります。只今、会長が選出されましたので、急なお願いで申し訳ないですが、河島委員の方からご指名がありましたらお願いいたします。

(河島会長)

それでは、私の方から指名をさせていただきます。昨年度、総合戦略の際にも、この役をやっておられました田口委員にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

(佐々木財務企画課長)

只今、河島委員の方から職務代理者につきましては、田口委員が適任ではないかというお話がありましたが、指名ということですので、田口委員が職務代理者ということによろしいですか。

(各委員)

異議なし。

(佐々木財務企画課長)

ありがとうございます。それでは、本審議会では会長が河島委員、職務代理者が田口委員ということで、今後進めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

6. 諮問書伝達

(佐々木財務企画課長)

会長を選出しましたので、ここで町長から会長に対して、諮問書の伝達を行いますので、よろしくお願いいたします。

—町長から雄武町総合計画策定審議会会長に諮問書を伝達—

(佐々木財務企画課長)

諮問書の伝達が終わりましたので、町長については退席させていただきますので、了承願います。今後の議事の進行につきましては、会長にお願いい

たしますけれども、会長就任にあたり、一言挨拶をお願いいたします。

7. 会長挨拶

(河島会長)

雄武町の発展のために尽力された諸先輩方を前に、私がこの席に立っておりますことは不安でございます。この第6期総合計画につきましては後ほど事務局から説明がありますが、平成30年から39年までの10年間の基本構想、30年から34年までの前期基本計画、実施計画、財政計画を策定するための審議会となります。今日ここに参集されています皆様は、雄武町の各企業や団体の役職に就いている方々です。ともすると固い話になるかもしれませんが、私としては皆様から自由な意見や未来への思いをどんどん提供していただきたいと思います。不慣れではありますが皆様の力をお借りしてこの会を進行していきたいと思いますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、早速本日の審議会の内容を進めていきます。報告事項の(1)「雄武町総合計画策定に関する例規等」について、事務局から説明願います。

8. 報告事項(1) 雄武町総合計画策定に関する例規等について

(大水財務企画課長補佐)

ー配布資料の確認ー

それではまず、報告事項の(1)ですが、雄武町総合計画策定に関する例規等の資料1をご覧ください。いきなり内容的には固いイメージの話になりますが、基本的な項目について簡単にポイントを絞って説明をさせていただきます。

表紙には7つの項目が記載されていますが、第6期の雄武町総合計画策定にあたり、7つの例規に基づいて、あるいはこれを踏まえて作業を進めていくことになります。1頁をお開きください。1頁目は「雄武町総合計画策定審議会条例」となります。先ほど町長が挨拶の中で申しましたが、第5期雄武町総合計画までは、国の法律で地方自治法という法律があるのですが、昭和40年代の法律改正において、全ての自治体は総合計画を策定しなければならないということで、雄武町の第1期から5期までの総合計画は法律による義務として策定した経緯があります。しかし、近年、地方分権の推進ということで平成24年の地方自治法の改正により、策定義務が撤廃されました。言い換えれば、総合計画の策定は、それぞれの自治体で自主的に判断することになりました。そこで雄武町としては、長期的なまちづくりの方針を示していく必要があると認識し、議会の判断を仰ぎ今年3月に策定条例を

制定しました。条例は、まちの法律という位置付けになりますので、第6期雄武町総合計画はこれまで以上に自主性を重んじて、委員の皆様をはじめ町民からの意見が反映されるよう策定を進めていきたいと考えています。

条例の第3条には基本構想を策定し、これに基づく基本計画、実施計画及び財政計画を策定すると明記されています。また、第4条では、総合計画を策定するにあたっては、総合計画策定審議会に諮問すること、第5条には、策定するにあたっては、議会の議決を経るものと明記されています。

資料1の2頁目は、議会の議決に関する条例であります。第2条に議会の議決に付すべき「事件」とありますが、ここの「事件」は「案件」という意味合いであり、策定後は議会の議決に付してくださいという条例の内容であります。この条例だけでは、策定することを義務付けていません。そこで、先ほど説明した1頁目の条例が必要であると理解していただきたいと思います。

続いて、3頁の「雄武町総合計画策定審議会条例」の第3条（組織）についてであります。審議会の委員定数は30名以内で、学識経験の有する者から任命するという事で、先ほど町長から委嘱状の交付をさせていただきました。委員の委嘱の打診の際は、それぞれ団体推薦をいただきましたが、任命自体は個人に対して行っていますので、代理出席の対応は出来ないということで理解をいただきたいと思います。

第4条（会長）につきましては、先ほど選出いただいたとおり河島会長に決定したところであり、会長職務代理者につきましては、会長が指定するという事で、先ほど会長が田口委員を代理者に指名したところです。

第5条（委員）につきましては、「諮問に係る審議が終了したときは、解任されるものとする」と明記されています。後ほど協議事項で説明をいたしますが、審議終了の時期を来年の11月と想定しています。

第6条（会議）につきましては、「審議会は会長が招集する」ということで、次回以降の第2回審議会からは河島会長名で案内いたします。また、審議会は、「過半数の出席がなければ会議を開くことが出来ない」となっていますので、それぞれ大変忙しい立場であるのは承知していますが、可能な限り出席賜りますよう事務局からもよろしくお願い申し上げます。

以上が雄武町総合計画策定審議会条例についての説明になります。

次に4頁の「策定審議会専門部会規則」についてになります。第2条（設置）ということで、「審議会に専門部会を置くことができる」という規定があります。この条項の中に、（1）総務・行財政部会（2）産業建設・環境部会（3）社会福祉・教育部会、以上3つの部会を設置することができることとなっています。このことにつきましては、後ほどの協議事項の議題にもなっていますので、その際に説明いたします。

続いて5頁の「策定審議会公開要綱」ですが、これに基づき「審議内容については原則公開」という取扱いになりますので、予め承知いただければと

思います。公開の方法としては、第3条～第7条に定める会議の傍聴に関する事項、一般町民のほか報道関係者等も想定されるところです。第8条は、会議開催の事前公表ということで、事前公表の手法ですが、町のホームページ上で周知したいと考えています。

それから第9条及び第10条は、議事録を作成して閲覧に供するというところで、会議開催後は事務局において速やかに「議事録」を作りますので、会議の内容について録音させていただきます。なお、欠席された方も含め、全ての委員に後日議事録を送付します。自身の発言内容について、意図した内容でないと感じる場合には、皆様から指摘を受付けまして、修正等を行ってから、公開という手順を考えています。したがって、ここで発言した内容が100%公開されるという訳でなく、事務局としても、できるだけ自由に話し合いができる場になれば良いと考えています。

続いて6頁の「審議会の傍聴要領」ということで、傍聴人が訪れた場合の禁止事項、遵守事項についての規定であり、これについては常識的な内容のものでありますので、参考程度に目を通していただきたいと思います。

最後の7頁「雄武町総合計画策定推進本部設置規定」ですが、役場組織について定めたものであり、参考までに添付しました。

以上、資料1の雄武町総合計画策定に関する規定についての説明を終わらせていただきます。

引き続き資料2の説明になります。こちらは「第6期雄武町総合計画策定審議会委員名簿」になります。参考までに備考欄に、推薦をいただいた団体名を記載しています。男性が17名、女性6名の計23名で、4人に1人が女性で構成されています。資料2の2頁については、第6期雄武町総合計画策定推進本部名簿になります。これは、町長、副町長及び教育長の特別職と課長職、補佐職の計23名で構成されています。

以上が資料1と資料2が報告事項の説明とさせていただきます。

(河島会長)

事務局から審議会に関わります条例や規定について説明がありました。この中で質問はありますか。報告事項ですので、審議会の条例規則につきましては、後ほど詳しく目を通していただければと思います。

続きまして、協議事項(1)第6期雄武町期基本計画策定基本方針(案)について、説明願います。

8. 協議事項(1)第6期雄武町総合計画策定基本方針(案)

(大水財務企画課長補佐)

引き続き協議事項ということで、資料については3～5になります。最初に(1)の第6期雄武町期基本計画策定基本方針(案)で、資料3になりま

す。先般、役場内の策定推進本部会議の中で、この内容について協議し、承認を得たものであります。本日の審議会ですばらしいということであれば、正式決定となりますのでよろしくお願いいたします。

それでは、資料3の1頁「総合計画策定の背景・根拠」になります。①の地方自治法と総合計画と②の雄武町における総合計画の策定根拠については、報告事項で話をしましたが地方自治法の改正のことや策定根拠は町条例に基づいて策定するという内容が記載されています。それから③はこれまでの雄武町総合計画ということで、第1期総合計画の昭和46年から第3期総合計画の平成9年までは、「人間性豊かなオホーツク圏生産都市の建設をめざして」が将来像でした。そして、第4期総合計画は、平成10年から平成19年までで、「味わいとやさしさに彩られたオホーツクの輝き拠点・雄武」が将来像でした。現在、推進中の第5期総合計画は、「変革と創造に挑むまち・雄武」ということで、平成20年から平成29年までの計画期間であり、まもなく終了する状況となっています。

2頁目に移りまして、④の「第6期雄武町総合計画の期間及び構成」になります。期間については下図のとおり、根幹の部分になります最高理念の「基本構想」が平成30年から平成39年までの10年間となっており、「基本計画」、「実施計画」、「財政計画」については、前期と後期の各5箇年計画となっています。今回の審議会においては、基本構想の10年と前期基本計画の5年の策定について審議していくことになります。基本構想というのは、本日配布いたしました後期総合計画をご覧くださいとわかりますが、基本構想は施策の大綱ですので「木」に例えれば大きな「幹」の部分です。基本計画は、「枝」をイメージしていただきたいと思います。実施計画というのは、表面で目に見える事業ということで、「花」または「葉」ということになり、それらの施策を取りまとめたものになります。委員の皆様や町民の皆様も実際に行う事業が掲載された実施計画や、そのための町の財政計画というのが一番気になるといいますので、来年度以降、計画を考えていく中で、これら実施計画と財政計画についても、説明する場面を設けたいと思います。

続いて3頁の「総合計画策定の趣旨・視点」になります。①策定の趣旨でありますが、現在の総合計画は5つの政策目標に基づいて計画を推進しているということ。また、近年の社会情勢についても色々とありますが、先行きが不安で不透明感が抜け切れない中で、地方の人口減少が深刻化し、そのためにも新しい総合計画策定が必要であるという趣旨が記載されています。

②策定の視点では、町民憲章を冒頭で朗唱をしていただきましたが、町民一人ひとりが行動規範として道徳的な意味から、新たな第6期計画策定にあたって、この位置づけが必要な視点と考えています。

4頁になりますが、「オール雄武町民で考え、ともに作る第6期総合計画」ということで、町民の多様な参画手法や、策定審議会、町議会、役場の推進

本部などの役割についてそれぞれ記述しています。右側のチャート図に示していますが、町民による諮問機関の策定審議会がありまして、※に「ワールドカフェ方式によるワークショップを開催」とあります。これについては、資料5の雄武町ワールドカフェ「まちづくり短歌を創ろう!」ということで、委員の皆様もワークショップ形式の会議については、もしかしたら参加した経験があるかもしれません。これに遊び心を取り入れ楽しく話しあって共同作業を行うような手法が「ワールドカフェ」であります。これは、第6期総合計画策定に向けた調査業務の一部として、研究員のアイディアということで、今回提案させていただきました。資料5では、「短歌づくり」とありますが、こういったワールドカフェの手法を第2回、第3回の策定審議会の際に、実施できればと思っています。

資料3のチャート図に戻り、「主要団体」にヒアリングとありますが、この説明については、資料4になります。「第6期雄武町総合計画策定のための主要団体ヒアリング実施計画（案）」ということで、これは主に産業団体を対象としたヒアリングを実施し、第三者的かつ専門的な視点を踏まえ、例えば一次産業であればT P Pの対応策ということで研究員を交えたヒアリングを実施したいと考えています。ヒアリングの時期は、できれば年内に各団体の事務所にこちらからお伺いしまして、1時間程度で団体の代表者から中長期的な見通しや喫緊の課題などをお聞かせ願えればと思います。なお、資料4には記載されていませんが、産業団体以外に福祉や教育関係などについても、ヒアリングを実施することは可能ですので、希望があれば本会議もしくは終了後に申し出ていただきたいと思います。

資料3の「10年の行政評価と予算編成の連動を最適化」の6頁の部分になります。第5期計画策定時の10年前は、全国的に平成の市町村大合併の最中で、本町は自立の道を選択した時期でありました。自立のためにも財政改革を敢行し、単なる計画づくりの作業ではなく、行政評価と予算編成の連動という仕組みを構築し、事業の施策ごとに下図に記載されていますが、計画、実施、評価、改善のP D C Aサイクルを継続しながら、今現在に至っている状況です。その結果、財政健全化という形で成果が現れており、第6期計画においてもこれを継続し、徹底していくことで最適化を図り、成果の高いまちづくりと健全な財政運営を推進していきたいと考えています。

7頁の「職員力を高める計画づくり」ということですが、特に近年は、町外からの若手職員が多く、後列の事務局4人につきましても、全員町外出身者です。10年に1回の基本構想を練るということでありますので、この機会に雄武町の若い職員に、歴史や産業などを知ってもらい、また、今後の見通しや財政についてのまちづくり研修を開催し、雄武町のことを深く知ってもらい、今後雄武町のことをもっと好きになってもらうことが職員力を高めていく上で、必要な要素と感じています。これは、役場の内部的なことですが、先ほど話し

ましたワールドカフェに参加をさせて、委員の輪の中に溶け込んでもらうことも考えていますので、どうか暖かい目で見ていただければと思っています。よろしく願いいたします。

最後に3の「総合計画策定スケジュール」についてです。下図に区分ごとに記載されていますが、策定審議会の策定スケジュールは最終頁に示されています。第2回、第3回の審議会の際は、先ほど説明しましたワールドカフェを実施したいと考えています。年を越し、第4回の審議会の際は、お盆明け頃に実施いたしました「まちづくりアンケート」の集計結果の報告を考えています。アンケートは、町民1500人、3人に1人の割合でアンケート票を送付し、委員の皆様や家族の方にもアンケートにご協力いただいたかと思います。この場を借りまして、お礼を申し上げます。なお、アンケートの回収率は1500人に送付し、約3分の1の500票を回収しています。現在、集計作業と分析作業を行っているところです。それから、来年度の4月から、本題の基本構想（案）、その後、前期基本計画（案）の審議に入りまして、秋頃までには内容を詰めていきたいと考えています。10月には、先ほど話しましたが実施計画に登載する前期5年で、実際どのような事業を実施するかを財政計画に照らし合わせて、説明を行う予定です。専門部会の関係ですが、後ほどの協議事項（2）で説明いたします。部会自体はより専門的な内容になりますので、日程については、平成29年度に入ってからと事務局では想定しています。最終的には、来年の12月の議会への提案を目指していますので、来年の11月末までには、審議会としての計画答申案を決定いただき、会長から町長へ計画書の答申を行うというスケジュールを予定しています。今回示したのは、あくまでも「案」であって、審議の状況によっては、これより多く開催されることも想定され、また内容が変わることもあり得ますので、理解をいただきたいと思っています。

以上が協議事項（1）の「第6期雄武町総合計画策定基本方針（案）」についての説明になります。

（河島会長）

ありがとうございます。只今の件について、何か質問はありませんか。

（各委員）

質問なし。

（河島会長）

質問はありませんので、承認いたします。続いて（2）協議事項の専門部会の設置及び部会長選任についてであります。事務局から説明願います。

8. 協議事項（２）専門部会の設置及び部会長の選任について

（大水財務企画課長補佐）

協議事項（２）の専門部会の設置及び部会長選任についてになります。配布資料１の４頁です。この中の第２条の（設置）において（１）総務・行財政部会、（２）産業建設・環境部会、（３）社会福祉・教育部会を置くことができますとなっています。第３条では部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選により定めとなっています。また、部会長代理については、部会長があらかじめ指定する委員がその職務を代理することを含めまして協議いただければと思います。

（河島会長）

協議事項（２）について、皆様から意見やこうした方が良いといった要望などありますか。

（佐々木財務企画課長）

部会については中々すぐ決まらないということで、１０年前、５年前の審議会においては事務局が腹案で決定したという経緯があります。その様な形でよろしければ認めていただき、こちらから部会案を発表させていただくことも含めてお諮りいたします。

（河島会長）

只今説明があったとおり、事務局からの案でよろしいですか。

（各委員）

異議なし。

（佐々木財務企画課長）

事務局からの案について説明いたします。各部会の選任ですが、今回委員を募集するにあたっては、各団体の推薦ということで皆様に出ていただいた経緯があります。また、今回６名が女性の委員ですので、各部会に女性委員が入っていただいた方が良くはないかということも考慮して選考させていただきました。まずは総務・行財政部会になります。総務・行財政部会ですが、加藤孝義委員、田口洋委員、直井香織委員、中島克弥委員、福士登美夫委員、山片正晃委員、渡部康太委員の７名にお願いしたいと考えています。部会長については中島克弥委員、部会長代理については加藤孝義委員にお願いしたいと考えています。続いて産業建設・環境部会ですが、大場道子委員、河島仁会長、久保毅剛委員、佐々木伸行委員、鉄川潤委員、新山貴文委員、三河貴明委員、安田将治委員の８名にお願いしたいと考えています。部会長

については安田将治委員、部会長代理については鉄川潤委員にお願いしたいと考えています。続いて社会福祉・教育部会ですが、相坂英代委員、石橋啓文委員、大星幸恵委員、工藤瞳委員、桑井美彦委員、汐後克也委員、高橋進委員、渡邊恵委員の8名にお願いしたいと考えています。部会長については高橋進委員、部会長代理については工藤瞳委員にお願いしたいと考えていますので、よろしくお願いします。

(河島会長)

よろしいですか。

(各委員)

異議なし。

(河島会長)

それでは承認といたします。続いて、協議事項（3）の審議会の開催時間等についてであります。事務局から説明願います。

8. 協議事項（3）審議会の開催時間等について

(佐々木財務企画課長)

まずは開催時間ではありますが、第1回の会議については7時ということで案内させていただきました。過去の審議会においては大体7時頃から開催しており、1時間半程度、遅くても9時までに終了するという進めさせていただきたいと考えています。皆様仕事をお持ちですし家事等のこともあるでしょうから、6時だと余りに早くて難しいかと思いますので、事務局としては7時から8時半までの1時間半を目途に会議を進めていきたいと考えていますがよろしいですか。

(河島会長)

ただいま事務局から説明がありました。女性の方も多いですが、7時から1時間半程度で大丈夫ですか。それでは7時からということで決定してよろしいですか。

(各委員)

異議なし。

(河島会長)

皆様の同意を得られましたので、7時からということで決定いたします。最後にその他ということですが、何か皆様ございますか。

9. その他

(佐々木財務企画課長)

事務局から1点よろしいですか。これは決定事項ではありませんが、差し支えなければこれから審議会を開催し仕事を進めていく中で、会議のボリュームが薄いような際にでも、皆様にはこうやってお集まりいただきましたので、懇親の場という訳ではありませんが、別に会場を変えてざくばらんに話をする機会もあっても良いのではないかと考えています。今まで行政サイドからこのような話をさせていただいたことはないですし、経費の負担もできないのですが、今日お集まりの皆様から賛同を得られれば今年開催するかは別としてもそのような機会を設けたいと考えております。

(各委員)

異議なし。

10. 閉会

(河島会長)

ありがとうございました。冒頭に申しましたとおり、会長職を務めさせていただきますがその器でないということは重々承知していますので、皆様にはご協力いただきますようよろしくお願いいたします。それでは本日の会議を閉会とします。本日は皆様お疲れ様でした。